

明石市債権徴収計画（達成状況）

令和3年度

1 はじめに

「明石市債権の管理に関する条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、令和3年度の徴収計画の達成状況を公表します。

2 令和3年度 具体的な取り組み

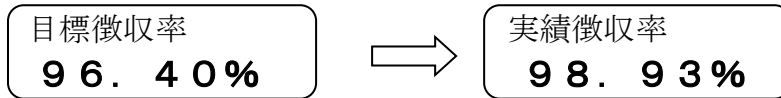
- ① 現年度徴収率の向上を第一とし、滞納となった場合の迅速な督促や催告を徹底し、文書や封筒に工夫を凝らすことで滞納者自身による自主的な納付につなげ、次年度に滞納を繰越しさせないように取り組みます。
- ② 弁護士職員との連携により、長期滞留事案の詳細を検討し、状況に応じて明渡し等請求訴訟の提起や支払督促の申立て、相続財産管理人選任の申立て、不動産競売申立てなどの法的回収手続きを積極的に行い、滞納債権を回収します。
- ③ 徹底した調査の結果、財産がないと判断される場合や、相続人が不存在の場合など、債権の回収が不可能で、かつ引き続き債権を管理することが合理的でなくなった事案については、適正な債権管理を図るため債権放棄を行います。

検証

- ① 各債権において、迅速な督促や催告の実施が定着してきました。
また、これまで市税の催告で行われていた差押予告などの警告文の同封や他の郵便物に埋もれることがないように封筒の色を変更するなど自主納付を強く促す工夫を、他の債権担当課でも取り入れました。さらに、市税においては、LINE Pay や Pay Pay や au Pay、d払いなどのスマートフォン決済を可能としたり、国民健康保険料においては、SMS（ショートメールによる催告）の活用による早期対応をするなど、新たな滞納を発生させないように各債権担当課での取り組みが大きな効果をあげました。
今後も好事例を他債権に展開するなど市債権のさらなる滞納解消に努めます。
- ② 自治体が強制的に滞納者の財産を調査し、差押え、回収できる自力執行権が無い債権については、滞納者の資力を把握しづらく、早期の滞納解消が困難な事案も発生しています。一例として市営住宅使用料においては、弁護士職員と連携して長期滞納者に対して明け渡し訴訟の提起などの民事訴訟手続きを行うなど、徴収対策を実施しています。
引き続き債権ごとに効果的な取り組みを検討し、弁護士職員の専門性を活かしながら適正な管理、対応に努めます。
- ③ 各債権において徹底した調査を行った上で、条例に定めた債権放棄の要件に基づき、適切に債権放棄を実施し、適正な債権管理を行っています。

3 令和3年度 徴収率（企業会計分を除く）

① 現年度分（令和3年度に発生した債権）

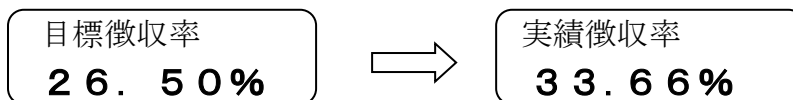


検証

令和3年度の徴収率は98.93%で、目標を2.53ポイント上回る結果となりました。また、繰越額は約6億2,600万円で、前年度比で約4億7,100万円減少し、令和2年4月末に施行された徴収猶予（特例）の適用を実施する前の令和元年度と比べても約1億2,700万円減少しています。

納税課や国民健康保険課など各債権担当課における、新たな滞納を発生させない取り組みが大きな効果をあげています。

② 滞納繰越分（令和2年度以前に発生した債権）



検証

令和3年度の徴収率は33.66%で、プラス7.16ポイントと目標を大きく上回る結果となりました。主な要因は徴収猶予（特例）の適用を実施した令和2年度の現年度繰越分の納付によるものです。

近年、積極的な徴収対策が実を結び、年々滞納額の削減が進んでいることで、現在抱えている滞納案件は、解消に時間を要するなど困難事案が中心となっています。今後は徴収率だけでなく、滞納繰越分の削減額も視野に入れながら徴収対策を進めていく必要があります。

【参考】過去5年の徴収率及び滞納額の推移

年度	H29	H30	令和元年	令和2年	令和3年
現年徴収率 (%)	98.46	98.68	98.74	98.15	98.93
滞繰徴収率 (%)	24.31	27.52	24.07	21.65	33.66
現年度分繰越額 (千円)	882,576	775,172	753,108	1,097,092	625,887
滞納繰越分繰越額 (千円)	2,484,027	2,013,236	1,736,465	1,547,302	1,408,987
滞納繰越額合計 (千円)	3,366,603	2,788,408	2,489,573	2,644,394	2,034,874